

有機溶剤中毒予防規則の適用早見表

	条文	規制内容	第1種有機溶剤	第2種有機溶剤	第3種有機溶剤		
労働安全衛生法	57条	表示	○	○	×		
	57条の2	文書の交付	○	○	○		
	88条	計画の届出	○	○	○		
有機溶剤中毒予防規則(有機則)	5条	第1種、第2種有機溶剤に係る設備	密閉装置	○ (いずれか)	○ (いずれか)	—	
			局所排気装置				
			プッシュプル型換気装置				
	6条	第3種有機溶剤に係る設備(タンク等の内部)	密閉装置	—	—	○	(いずれか)
			局所排気装置			○	
			プッシュプル型換気装置			○	
			全体換気			吹付け以外 ○	
	14条～17条	局所排気装置等の性能要件	○	○	○		
	18条	局所排気装置等の稼働時の要件	○	○	○		
	19条	作業主任者の選任	○	○	○		
	20条～21条	定期自主検査	○	○	○		
	22条～23条	点検、補修	○	○	○		
	24条	掲示	○	○	○		
	25条	区分の表示	○	○	○		
	26条	タンク内作業	○	○	○		
	27条	事故の場合の退避等	○	○	○		
	28条～28条の3	作業環境の測定	実施	○	○	×	
			結果の評価	○	○	×	
			結果に基づく措置	△	△	×	
	29条～30条の3	健康診断の実施	○	○	△		
32条～33条	送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクの使用	△	△	△			
33条の2,34条	保護具の数等	○	○	○			
35条,36条	貯蔵と空容器	○	○	○			

○：義務の対象となるもの

△：特定の場合において、義務の対象となるもの

参照条文・・・厚生労働省法令等データベースサービス>第5編労働基準>第2章安全衛生
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/hourei/contents.html>

お問い合わせ先・・・都道府県労働局または労働基準監督署
 所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>